



平成 19 年 3 月期 個別中間財務諸表の概要

平成 18 年 11 月 24 日

上場会社名 株式会社 清水銀行

上場取引所 東京証券取引所第 1 部

コード番号 8364

本社所在都道府県 静岡県

(URL <http://www.shimizubank.co.jp/>)

代表者 役職名 取締役頭取

氏名 山田 訓史

問合せ先責任者 役職名 総合統括部長

氏名 野々山 茂 TEL (0543)53-5162

決算取締役会開催日 平成 18 年 11 月 24 日

配当支払開始日 平成 18 年 12 月 8 日

単元株制度採用の有無 有(1 単元 100 株)

1. 18 年 9 月中間期の業績(平成 18 年 4 月 1 日～平成 18 年 9 月 30 日)

(1) 経営成績

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
18 年 9 月中間期	13,198	3.9	2,037	-	1,376	-	144	14
17 年 9 月中間期	12,700	△1.8	△7,436	-	△6,526	-	△683	51
18 年 3 月期	26,624		△4,999		△5,740		△601	23

(注)①期中平均株式数 18 年 9 月中間期 9,547,664 株 17 年 9 月中間期 9,548,319 株 18 年 3 月期 9,547,885 株

②会計処理の方法の変更 無

③経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本 比率(注1)	1株当たり 純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
18 年 9 月中間期	1,291,989	66,754	5.2	6,991 90	(速報値)9.54
17 年 9 月中間期	1,260,322	65,035	5.2	6,811 74	9.32
18 年 3 月期	1,271,513	65,939	5.2	6,906 13	9.43

(注)①期末発行済株式数 18 年 9 月中間期 9,547,363 株 17 年 9 月中間期 9,547,529 株 18 年 3 月期 9,547,902 株

②期末自己株式数 18 年 9 月中間期 52,657 株 17 年 9 月中間期 52,491 株 18 年 3 月期 52,118 株

(注1)「自己資本比率」は中間期末純資産の部合計を中間期末資産の部の合計で除して算出しております。

(注2)「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成 5 年大蔵省告示第 55 号)」に基づき算出しております。

2. 19 年 3 月期の業績予想(平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日)

	経常収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通 期	26,700	4,400	2,500

(参考)1株当たり予想当期純利益(通期) 261 円 85 銭

3. 配当状況

	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
18 年 3 月期	30	30	60
19 年 3 月期(実績)	30	-	60
19 年 3 月期(予想)	-	30	

※上記の業績予想は、発表日現在においての入手可能な情報及び計画に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後の金融経済情勢等によって予想数値と異なる場合があります。

なお、上記業績予想に関する事項は、添付資料 6 ページをご参照下さい。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 18 年 中間期 (A)	平成 17 年 中間期 (B)	比 較 (A) - (B)	平成 17 年度 要約 (C)	比 較 (A) - (C)
(資産の部)					
現金預け金	70,100	60,592	9,508	92,172	△22,071
買入金銭債権	2,493	1,816	676	2,207	285
商品有価証券	186	190	△4	201	△15
金銭の信託	998	1,001	△3	997	0
有価証券	277,181	260,987	16,194	241,789	35,391
貸出金	921,130	915,762	5,368	913,786	7,343
外国為替	682	826	△143	674	8
その他資産	5,109	4,629	479	6,305	△1,196
動産不動産	—	20,734	—	20,224	—
有形固定資産	19,536	—	—	—	—
無形固定資産	1,259	—	—	—	—
繰延税金資産	5,977	7,370	△1,392	6,404	△426
支払承諾見返	10,887	10,034	852	9,802	1,084
貸倒引当金	△23,553	△23,622	68	△23,053	△500
資産の部合計	1,291,989	1,260,322	31,667	1,271,513	20,476

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	平成 18 年 中間期 (A)	平成 17 年 中間期 (B)	比 較 (A) - (B)	平成 17 年度 要約 (C)	比 較 (A) - (C)
(負債の部)					
預金	1,181,626	1,177,726	3,900	1,188,323	△6,696
譲渡性預金	26,050	—	26,050	60	25,990
コールマネー	74	434	△359	423	△348
借入金	181	160	21	195	△14
外国為替	4	4	△0	6	△1
その他負債	3,302	3,971	△668	3,715	△413
賞与引当金	513	532	△18	537	△24
退職給付引当金	2,595	2,422	172	2,510	84
支払承諾	10,887	10,034	852	9,802	1,084
負債の部合計	1,225,235	1,195,287	29,948	1,205,574	19,660
(資本の部)					
資本金	—	8,670	—	8,670	—
資本剰余金	—	5,267	—	5,267	—
資本準備金	—	5,267	—	5,267	—
その他資本剰余金	—	0	—	—	—
利益剰余金	—	47,724	—	48,223	—
利益準備金	—	8,670	—	8,670	—
任意積立金	—	44,433	—	44,433	—
中間(当期)未処理損失	—	5,378	—	4,879	—
その他有価証券評価差額金	—	3,634	—	4,038	—
自己株式	—	△261	—	△260	—
資本の部合計	—	65,035	—	65,939	—
負債及び資本の部合計	—	1,260,322	—	1,271,513	—
(純資産の部)					
資本金	8,670	—	—	—	—
資本剰余金	5,267	—	—	—	—
資本準備金	5,267	—	—	—	—
その他資本剰余金	0	—	—	—	—
利益剰余金	49,313	—	—	—	—
利益準備金	8,670	—	—	—	—
その他利益剰余金	40,643	—	—	—	—
別途積立金	37,932	—	—	—	—
退職手当基金	501	—	—	—	—
繰越利益剰余金	2,209	—	—	—	—
自己株式	△263	—	—	—	—
株主資本合計	62,987	—	—	—	—
その他有価証券評価差額金	3,742	—	—	—	—
繰延ヘッジ損益	24	—	—	—	—
評価・換算差額等合計	3,766	—	—	—	—
純資産の部合計	66,754	—	—	—	—
負債及び純資産の部合計	1,291,989	—	—	—	—

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年 中間期 (A)	平成17年 中間期 (B)	比 較 (A) - (B)	平成17年度 要 約
経常収益	13,198	12,700	498	26,624
資金運用収益	10,863	10,111	752	20,307
（うち貸出金利息）	(8,997)	(9,114)	(△116)	(18,107)
（うち有価証券利息配当金）	(1,196)	(772)	(423)	(1,517)
役務取引等収益	1,893	1,661	232	3,362
その他業務収益	59	96	△36	152
その他経常収益	381	831	△450	2,802
経常費用	11,160	20,137	△8,976	31,624
資金調達費用	1,333	568	765	1,438
（うち預金利息）	(1,066)	(346)	(719)	(935)
役務取引等費用	466	468	△2	940
その他業務費用	6	7	△1	87
営業経費	8,325	9,348	△1,023	17,783
その他経常費用	1,029	9,743	△8,714	11,373
経常利益 (△は経常損失)	2,037	△7,436	9,474	△4,999
特別利益	48	22	25	22
特別損失	36	542	△506	769
税引前中間純利益 (△は税引前中間（当期）純損失)	2,049	△7,957	10,006	△5,746
法人税、住民税及び事業税	67	594	△526	1,320
法人税等調整額	605	△2,025	2,630	△1,325
中間純利益 (△は中間（当期）純損失)	1,376	△6,526	7,902	△5,740
前期繰越利益	—	1,147	—	1,147
自己株式処分差損	—	—	—	0
中間配当額	—	—	—	286
中間（当期）未処理損失	—	5,378	—	4,879

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						別途積立金	退職手当基金	繰越利益剰余金
平成18年3月31日残高	8,670	5,267	—	5,267	8,670	43,932	501	△4,879
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当（注）2								△286
別途積立金の取崩（注）2						△6,000		6,000
中間純利益								1,376
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）								
中間会計期間中の変動額合計			0	0		△6,000		7,089
平成18年9月30日残高	8,670	5,267	0	5,267	8,670	37,932	501	2,209

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
平成18年3月31日残高	48,223	△260	61,900	4,038	—	4,038	65,939
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当（注）2	△286		△286				△286
別途積立金の取崩（注）2							
中間純利益	1,376		1,376				1,376
自己株式の取得		△5	△5				△5
自己株式の処分		2	2				2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）				△296	24	△271	△271
中間会計期間中の変動額合計	1,089	△3	1,086	△296	24	△271	815
平成18年9月30日残高	49,313	△263	62,987	3,742	24	3,766	66,754

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：5～50年 動産：2～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準を適用しておりますが、当中間会計期間末においては支給見込額を合理的に見積ることが困難であるため引当計上していません。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(3年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は66,729百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。

表示方法の変更

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。

- (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」、「退職手当基金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (2) 「その他資産」中の繰延ヘッジ損失及び「その他負債」中の繰延ヘッジ利益に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 107百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,886百万円、延滞債権額は40,145百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は323百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,931百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,286百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,000百万円であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,921百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	12,463百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,580百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券52,546百万円を差し入れております。
 なお、その他資産のうち保証金は277百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、230,959百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が230,959百万円あります。
 上記の未実行残高には、総合口座取引の未実行残高102,933百万円が含まれております。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 16,125百万円
 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 776百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

建物・動産 420百万円
 その他 216百万円

2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 786 百万円、債権売却損 20 百万円及び株式等償却 147 百万円を含んでおります。

3. 特別損失には減損損失19百万円を含んでおります。

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。その結果、営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	静岡県内	営業店舗3か所	動産	2百万円
遊休資産	静岡県内	遊休資産1か所	土地	17百万円
合計				19百万円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定されており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式	52,118	1,033	494	52,657	
普通株式	52,118	1,033	494	52,657	(注)
合計	52,118	1,033	494	52,657	

(注) 変動事由の概要

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,033株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増による減少 494株

リース取引関係

EDINETにより開示を行うため記載を省略しております。

有価証券関係

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末（平成17年9月30日現在）
該当ありません。
- 当中間会計期間末（平成18年9月30日現在）
該当ありません。
- 前事業年度末（平成18年3月31日現在）
該当ありません。